

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第二条（略） 一―八（略） 九 電子文書 電磁的記録のうち、書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録されている電磁的記録をいう。 十・十一（略）</p> <p>（文書等の廃棄等） 第四十三条 総務課長等及び主務取扱主任は、保存年限が満了した完結文書は文書館に引き渡す文書等を除き、焼却、細断等適切な措置を講じた上で廃棄するものとする。ただし、電磁的記録については電磁的記録媒体に記録されている当該電磁的記録を消去する方法により廃棄するものとする。 2・3（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 一―八（略） 九 電子文書 電磁的記録のうち、書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録をいう。 十・十一（略）</p> <p>（文書等の廃棄等） 第四十三条 総務課長等及び主務取扱主任は、保存年限が満了した完結文書は文書館に引き渡す文書等を除き、焼却、細断等適切な措置を講じた上で廃棄するものとする。ただし、電磁的記録については磁気ディスク等に記録されている当該電磁的記録を消去する方法により廃棄するものとする。 2・3（略）</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。